

環境モデル都市の選定等に関する規程実施細則（案）

平成25年3月 日
内閣官房副長官補決定

（選定状等の認証）

第1条 「環境モデル都市の選定等に関する規程」第3条に規定する選定状が真正なものであることを認証することを目的として地域活性化担当大臣の公印を制定する。

2 公印の取扱いについては、国の行政機関において使用する公印の形式、寸法等に関する規則（昭和39年内閣訓令第1号）に定めるものほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公印は、内閣官房副長官補が制定し（作成し、又は改刻することをいう。以下同じ。）、及び廃止するものとする。
- (2) 公印の寸法は、30ミリメートル平方とする。
- (3) 公印の登録は、地域活性化統合本部事務局において行う。この登録は、別記様式の規定による地域活性化担当大臣への届出書により行うものとする。
- (4) 公印は、当該公印を制定した者又はその者の指名する職員が保管しなければならない。公印を保管する者は、紛失、盗難等の事故が生じないよう公印を厳重に保管しなければならない。
- (5) 制定した公印は、第3号の規定による地域活性化担当大臣への届出を行った後でなければ使用することができない。

第2条 前条で制定した公印は、前条第1項に規定する目的以外の目的に用いることはできない。

（その他）

第3条 この細目の実施に際し、必要な事項は、地域活性化統合事務局長が定める。

附 則

この細則は、平成24年3月 日から実施する。

別記様式（第1条第2項第3号関係）

文 書 番 号
年 月 日

地域活性化担当大臣 氏 名 殿

官職 氏 名 印

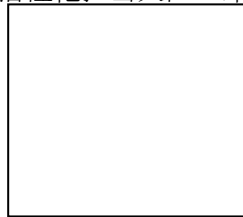


公印作成（改刻・廃止）届について

環境モデル都市の選定に関する規程実施細則第1条第2項第3号の規定に基づき、地域活性化担当大臣の公印を作成（改刻・廃止）しましたので、別紙印影を添えてお届けいたします。

別紙

地域活性化担当大臣の印



寸 法

印 材

使用開始年月日

廃止年月日